（別途積立金）

第八十一条　組合は、当該組合以外の者から受けた補助金若しくは寄附金（現金以外の資産による寄付を含む。）、法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国、行政執行法人、法科大学院設置者、職員団体若しくは郵政会社等の負担金又は第七条第二項に規定する繰入金（第三項において「補助金等」という。）をもつて固定資産を取得した場合には、当該事業年度末日において、当該固定資産の価額に相当する金額を別途積立金として積み立てなければならない。

２　［略］

３　補助金等により取得した固定資産が組合の財産的基礎を構成しない償却財産であつて、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されない場合は、財務大臣の承認を受けて第一項の規定を適用しないことができる。この場合において、当該補助金等に相当する額は負債勘定に計上し、毎事業年度末日において、減価償却額に相当する額を取り崩し、収益として処理するものとする。

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条　［略］

［略］	［略］	［略］
第三十一条の二第四項各号列記以外の部分	若しくは第三項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項	又は第三項
［略］	［略］	［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第百十四条の三　［略］

［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］

２　［略］

（脱退一時金の請求等）

第百十四条の四　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第

（別途積立金）

第八十一条　組合は、当該組合以外の者から受けた補助金若しくは寄附金（現金以外の資産による寄付を含む。）、法第九十九条に規定する福祉事業に要する費用に充てるべき掛金及び国、行政執行法人、法科大学院設置者、職員団体若しくは郵政会社等の負担金又は第七条第二項に規定する繰入金をもつて固定資産を取得した場合には、当該事業年度末日において、当該固定資産の価額に相当する金額を別途積立金として積み立てなければならない。

２　［同上］

［項を加える。］

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条の二第四項各号列記以外の部分	第四十三条第三項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項	第四十三条第三項
［同上］	［同上］	［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第百十四条の三　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第六十条第三項第二号	年金手帳（年金手帳を添えることができないときは、その事由書）	年金手帳
［同上］	［同上］	［同上］

２　［同上］

（脱退一時金の請求等）

第百十四条の四　脱退一時金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十六条の二第一項中「脱退一時金」とあるのは「脱